

新版 足場の組立て等作業従事者必携

No. 120306

特別教育用テキスト

＜新旧対照表＞ 5版 令和7年4月25日

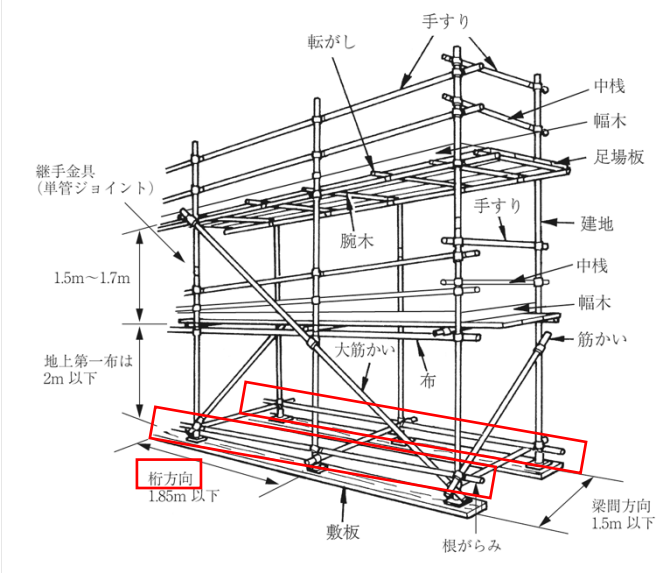
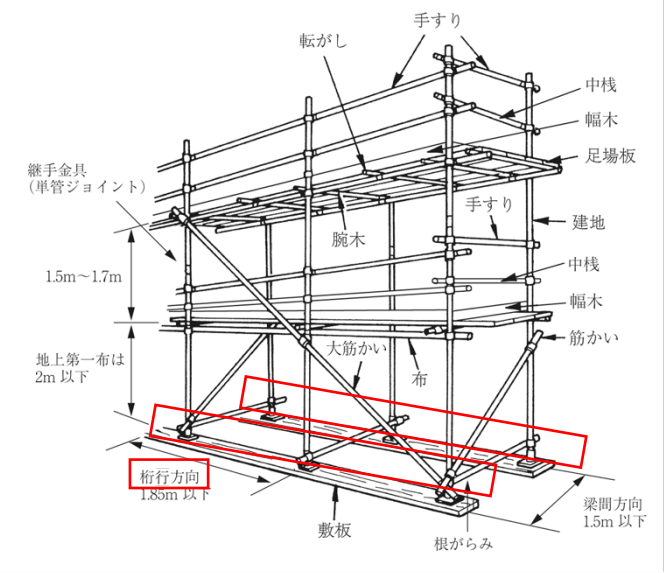
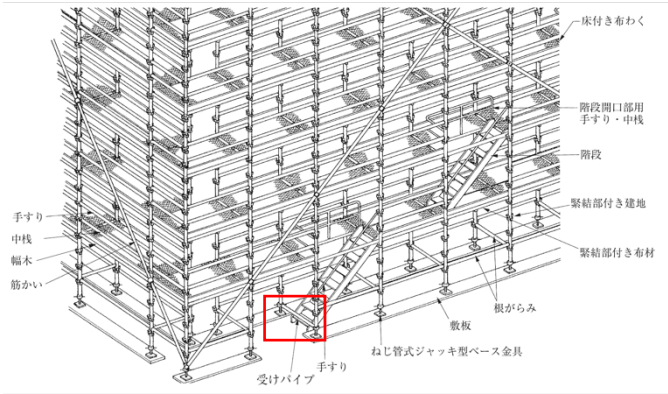
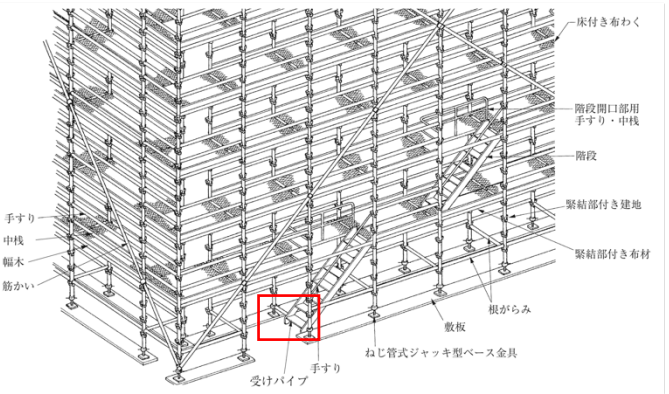
【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

(旧版) 4版(令和5年12月27日)	(新版) 5版(令和7年4月25日)
【表記・用語の統一】	
建設現場、現場、工事現場、建設工事現場	作業所
現場監督	監督者
関係労働者、作業員	作業者
または	又は

(旧版) 4版(令和5年12月27日)			(新版) 5版(令和7年4月25日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
2	下から 3行目	事業者は、建築物、橋梁、足場の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く。）を行なう場合… （右記下線部を追加）	2	下から 3行目	事業者は、建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く。）を行なう場合…
4	下から 2行目	① 作業主任者の指示により、作業者は作業終了後の部材等の後片づけ、整理整頓を行う。 （下線部を削除、追加）	4	下から 2行目	作業主任者等の指示により、作業者は作業終了後の部材等の後片づけ、整理整頓を行う。
5	図 1-2	（赤枠を削除）	5	図 1-2	
7	上から 2行目	足場ごとの墜落防止措置は、「Ⅲ 労働災害の防止に関する知識 第1章 1.1 足場ごとの墜落防止措置（P -102）」を参照のこと。 （下線部を修正）	7	上から 2行目	足場ごとの墜落防止措置は、「Ⅲ 労働災害の防止に関する知識 第1章 1.1 足場ごとの墜落防止措置（P -104）」を参照のこと。
11	下から 3行目	※ その他に、移動式足場、棚足場、低層建築工用簡易わく組足場がある。 （Ⅰ. 第4章 4.10 内部工用足場 P-66 参照） ※注 つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難な場合、原則幅が1メートル以上のところでは本足場とすること。 （下線部を修正、追加）	11	下から 3行目	※ その他に、移動式足場、棚足場、低層建築工用簡易わく組足場がある。 （Ⅰ. 第4章 4.10 内部工用足場 P-67 参照） ※注 つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難な場合を除き、原則幅が1メートル以上のところでは本足場とすること。

(旧版) 4 版(令和 5 年 12 月 27 日)			(新版) 5 版(令和 7 年 4 月 25 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
14	⑧下棧 イラスト	(赤枠を修正)	14	⑧下棧 イラスト	
17	下から 11 行目	(b) 自ポケットタイプ (下線部を削除)	17	下から 11 行目	(b) ポケットタイプ
28	イラスト	(赤枠を修正、追加)	28	イラスト	
組立作業のチェックポイント			組立作業のチェックポイント		
35	上から 2 行目	この方法は、通常、 <u>2 層以下</u> 、3～5 スパン のわく組足場を1つのブロックとして、これ を… (下線部を削除)	35	上から 2 行目	この方法は、通常、2 層、3～5 スパンのわ く組足場を1つのブロックとして、これを…

(旧版) 4 版(令和 5 年 12 月 27 日)			(新版) 5 版(令和 7 年 4 月 25 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
36	下から 2 行目	⑥はしごを架け、残り 層を手ばらしする。 (下線部を修正)	36	下から 2 行目	⑥はしごを架け、残り 層を手払しする。
37	図 4-18	(赤枠を修正)	37	図 4-18	
					
図 4-18 単管足場の組立て例			図 4-18 単管足場の組立て例		
38	下から 4 行目	② 建地の継手部が、桁方向、梁間方向とも千鳥となるように単管足場用鋼管を配置する。 (右記下線部を追加)	38	下から 4 行目	② 建地の継手部が、桁行方向、梁間方向とも千鳥となるように単管足場用鋼管を配置する。
42	下から 1 行目	⑤ 建地、布等の単管足場用鋼管をロープ等で下ろす場合は、抜け落ちないように、つり袋 (はかま) を用いて下ろす (P-91 図 2-6 参照)。 (下線部を修正)	42	下から 1 行目	⑤ 建地、布等の単管足場用鋼管をロープ等で下ろす場合は、抜け落ちないように、つり袋 (はかま) を用いて下ろす (P-93 図 2-6 参照)。
43	図 4-26	(赤枠を修正)	43	図 4-26	
					
図 4-26 くさび緊結式足場 (本足場) の例			図 4-26 くさび緊結式足場 (本足場) の例		

(旧版) 4 版(令和 5 年 12 月 27 日)			(新版) 5 版(令和 7 年 4 月 25 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
48	上から 9 行目	この足場はくさび緊結式足場と同じ部材を使用し、図 4－31 に示す二側足場、2 本組みブラケット側足場、ブラケット側足場があり、足場先行工法の足場、軒先及び外壁仕上げ作業等の工事用足場として主に用いられている。なお、足場先行工法の足場は、原則として二側足場とし、敷地が狭あいでは二側足場の設置が困難な場合は、場所の状況によりブラケット側足場等を設置する。 (右記下線部を追加)	48	上から 9 行目	この足場はくさび緊結式足場と同じ部材を使用し、図 4－31 に示す二側足場、2 本組みブラケット側足場、ブラケット側足場があり、足場先行工法の足場、軒先及び外壁仕上げ作業等の工事用足場として主に用いられている。なお、足場先行工法の足場は、原則として二側足場とし、敷地が狭あい(幅が 1 m 未満)で二側足場の設置が困難な場合は、場所の状況によりブラケット側足場等を設置する。
55	上から 1 行目	ブラケット側足場の組立て、解体 (下線部を修正)	55	上から 1 行目	ブラケット ^{ひとかわ} 側足場の組立て、解体
67	図 4-57	(赤枠を修正、追加)	67	図 4-57	

〈移動式足場用建わくの例〉

高さ：900～1,700mm
幅：1,200～1,600mm

※一般のわく組足場に使用されている建わくも移動式足場の建わくとして使用している。

〈脚輪の例〉

差込み長さ 200mm以上
車輪の直径 125mm以上

〈移動式足場用建わくの例〉

高さ：900～1,700mm
幅：1,200～1,600mm

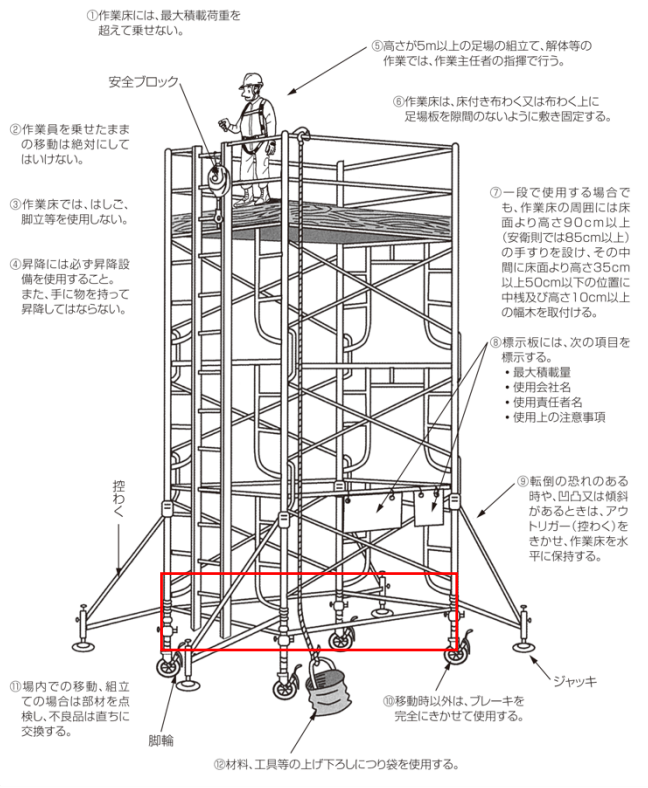
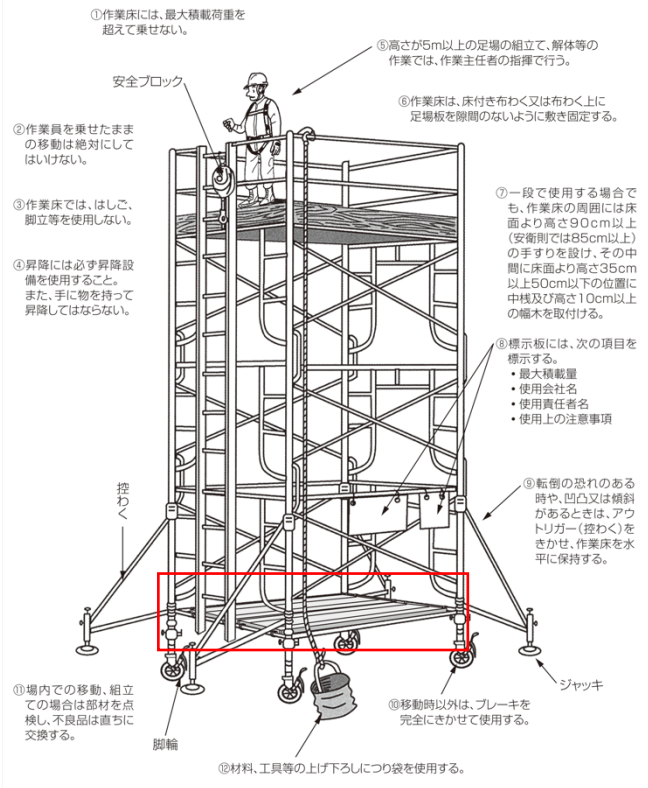
※一般のわく組足場に使用されている建わくも移動式足場の建わくとして使用している。

〈脚輪の例〉

差込み長さ 200mm以上
車輪の直径 125mm以上

図 4－57 移動式足場（内側昇降式移動式足場用建わく）（例）

図 4－57 移動式足場（内側昇降式移動式足場用建わく）（例）

(旧版) 4 版(令和 5 年 12 月 27 日)			(新版) 5 版(令和 7 年 4 月 25 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
70	図 4-61	(赤枠を修正)	70	図 4-61	
安全作業のポイント 			安全作業のポイント 		
図 4－61 移動式足場（外側昇降式）の組立て等作業における安全上の留意事項			図 4－61 移動式足場（外側昇降式）の組立て等作業における安全上の留意事項		
77	下から 4 行目	⑨ 踏 <u>下</u> から降りるときは、 <u>脚立から</u> 背を向けて降りない。また、飛降りや物を持つての昇降はしない。 (下線部を修正)	77	下から 4 行目	⑨ 踏 <u>下</u> から降りるときは、 <u>脚立に</u> 背を向けて降りない。また、飛降りや物を持つての昇降はしない。
79	上から 4 行目	⑩ 踏 <u>下</u> の上では作業をしない。 (下線部を修正)	79	上から 4 行目	⑩ 踏 <u>さん</u> の上では作業をしない。
96	上から 5 行目	足場の組立て等の作業に一般に使用する工具の種類は、しの、スパナ類（メガネスパナ、モンキスパナ、ラチェットスパナ等）、ペンチ、カッター、ハンマー、のこぎり、かけや、かじや、又はバール、つり綱、つり袋などである。 (右記下線部を追加)	96	上から 5 行目	足場の組立て等の作業に一般に使用する工具の種類は、しの、スパナ類（メガネスパナ、モンキスパナ、ラチェットスパナ等）、ペンチ、カッター、ハンマー、のこぎり、かけや、かじや、又はバール、つり綱、つり袋などである。

(旧版) 4 版(令和 5 年 12 月 27 日)			(新版) 5 版(令和 7 年 4 月 25 日)																																		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																
96	表	(赤枠を修正)	96	表																																	
表 3－1 工具の点検と着眼点 (例)			表 3－1 工具の点検と着眼点 (例)																																		
<table><tr><th>工具の種類</th><th>着眼点</th></tr><tr><td>し の</td><td>先端が欠けていないか、曲がっていないか。</td></tr><tr><td>ハンマー</td><td>ハンマーの面に傷、欠け、まくれはないか。柄にゆるみはないか。楔（くさび）はよいか。</td></tr><tr><td>スパナ類</td><td>あごの開きすぎはないか。傷、割れ、まくれはないか。柄のねじれや曲りはないか。</td></tr><tr><td>カッタ ペンチ</td><td>刃は鋭利か。</td></tr><tr><td>のこぎり</td><td>歯は鋭利か。柄にゆるみはないか。</td></tr><tr><td>かけや</td><td>柄にゆるみはないか。楔（くさび）はよいか。</td></tr><tr><td>つり綱 つり袋</td><td>つり綱に傷み、腐食はないか。つり綱の長さはよいか。つり袋とつり綱の緊結はよいか。</td></tr></table>			工具の種類	着眼点	し の	先端が欠けていないか、曲がっていないか。	ハンマー	ハンマーの面に傷、欠け、まくれはないか。柄にゆるみはないか。楔（くさび）はよいか。	スパナ類	あごの開きすぎはないか。傷、割れ、まくれはないか。柄のねじれや曲りはないか。	カッタ ペンチ	刃は鋭利か。	のこぎり	歯は鋭利か。柄にゆるみはないか。	かけや	柄にゆるみはないか。楔（くさび）はよいか。	つり綱 つり袋	つり綱に傷み、腐食はないか。つり綱の長さはよいか。つり袋とつり綱の緊結はよいか。	<table><tr><th>工具の種類</th><th>着眼点</th></tr><tr><td>し の</td><td>先端が欠けていないか、曲がっていないか。</td></tr><tr><td>ハンマー</td><td>ハンマーの面に傷、欠け、まくれはないか。柄にゆるみはないか。楔（くさび）はよいか。</td></tr><tr><td>スパナ類</td><td>あごの開きすぎはないか。傷、割れ、まくれはないか。柄のねじれや曲りはないか。</td></tr><tr><td>カッター ペンチ</td><td>刃は鋭利か。</td></tr><tr><td>のこぎり</td><td>歯は鋭利か。柄にゆるみはないか。</td></tr><tr><td>かけや</td><td>柄にゆるみはないか。楔（くさび）はよいか。</td></tr><tr><td>つり綱 つり袋</td><td>つり綱に傷み、腐食はないか。つり綱の長さはよいか。つり袋とつり綱の緊結はよいか。</td></tr></table>			工具の種類	着眼点	し の	先端が欠けていないか、曲がっていないか。	ハンマー	ハンマーの面に傷、欠け、まくれはないか。柄にゆるみはないか。楔（くさび）はよいか。	スパナ類	あごの開きすぎはないか。傷、割れ、まくれはないか。柄のねじれや曲りはないか。	カッター ペンチ	刃は鋭利か。	のこぎり	歯は鋭利か。柄にゆるみはないか。	かけや	柄にゆるみはないか。楔（くさび）はよいか。	つり綱 つり袋	つり綱に傷み、腐食はないか。つり綱の長さはよいか。つり袋とつり綱の緊結はよいか。
工具の種類	着眼点																																				
し の	先端が欠けていないか、曲がっていないか。																																				
ハンマー	ハンマーの面に傷、欠け、まくれはないか。柄にゆるみはないか。楔（くさび）はよいか。																																				
スパナ類	あごの開きすぎはないか。傷、割れ、まくれはないか。柄のねじれや曲りはないか。																																				
カッタ ペンチ	刃は鋭利か。																																				
のこぎり	歯は鋭利か。柄にゆるみはないか。																																				
かけや	柄にゆるみはないか。楔（くさび）はよいか。																																				
つり綱 つり袋	つり綱に傷み、腐食はないか。つり綱の長さはよいか。つり袋とつり綱の緊結はよいか。																																				
工具の種類	着眼点																																				
し の	先端が欠けていないか、曲がっていないか。																																				
ハンマー	ハンマーの面に傷、欠け、まくれはないか。柄にゆるみはないか。楔（くさび）はよいか。																																				
スパナ類	あごの開きすぎはないか。傷、割れ、まくれはないか。柄のねじれや曲りはないか。																																				
カッター ペンチ	刃は鋭利か。																																				
のこぎり	歯は鋭利か。柄にゆるみはないか。																																				
かけや	柄にゆるみはないか。楔（くさび）はよいか。																																				
つり綱 つり袋	つり綱に傷み、腐食はないか。つり綱の長さはよいか。つり袋とつり綱の緊結はよいか。																																				
104	上から 3 行目	足場の組立足場からの墜落防止措置等を充実させるために、墜落防止措置として、わく組足場とそれ以外の足場に分けて規定されている。 (下線部を削除)	104	上から 3 行目	足場からの墜落防止措置等を充実させるために、墜落防止措置として、わく組足場とそれ以外の足場に分けて規定されている。																																
106	上から 3 行目	(a) 手すりの高さは 85cm 以上とする。 (右記下線部を追加)	106	上から 3 行目	(a) 手すりの高さは 85cm 以上必要とする。																																
107	最下段	(一行追加)	107	最下段	注) 手すりの高さについて、「建設業労働災害防止規程」では 90cm 以上としている																																
113	下から 11 行目	※「親綱支柱・支柱用親綱・緊張器の認定基準」(2019. 2. 1 施行) (下線部を修正)	113	下から 11 行目	※「親綱支柱・支柱用親綱・緊張器の認定基準」(2019. 12. 12 施行)																																
120	下から 16 行目	安全帯を使用する場合、胴ベルト型安全帯(以下、「胴ベルト型」という。)とフルハーネス型安全帯(以下、「フルハーネス型」という。)があるが、国内ではこれまで胴ベルト型が多く使用されている。 (下線部を修正)	120	下から 16 行目	安全帯を使用する場合、胴ベルト型安全帯(以下、「胴ベルト型」という。)とフルハーネス型安全帯(以下、「フルハーネス型」という。)があるが、国内ではこれまで胴ベルト型が多く使用されてきた。																																

(旧版) 4 版(令和 5 年 12 月 27 日)			(新版) 5 版(令和 7 年 4 月 25 日)																																			
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																	
121	イラスト	(イラストを差し替え、下線部を修正)	121	イラスト																																		
図 3-1 二丁掛け型安全帯 (例)			図 3-1 胴ベルト型安全帯 (ランヤード 2 本式) の例																																			
124	表	(赤枠を修正、削除)	124	表																																		
表 3-1 安全帯フックの掛け方の例			表 3-1 安全帯フックの掛け方の例																																			
<table><tr><th></th><th>正しい使い方</th><th>誤った使い方</th></tr><tr><td>直接掛け</td><td></td><td></td></tr><tr><td>回し掛け</td><td></td><td></td></tr><tr><td>穴掛け (ボルト穴)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>角を避ける</td><td></td><td></td></tr><tr><td>取付ける対象物</td><td></td><td></td></tr></table>				正しい使い方	誤った使い方	直接掛け			回し掛け			穴掛け (ボルト穴)			角を避ける			取付ける対象物			<table><tr><th></th><th>正しい使い方</th><th>誤った使い方</th></tr><tr><td>直接掛け</td><td></td><td></td></tr><tr><td>回し掛け</td><td></td><td></td></tr><tr><td>穴掛け (ボルト穴)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>取付ける対象物</td><td></td><td></td></tr></table>				正しい使い方	誤った使い方	直接掛け			回し掛け			穴掛け (ボルト穴)			取付ける対象物		
	正しい使い方	誤った使い方																																				
直接掛け																																						
回し掛け																																						
穴掛け (ボルト穴)																																						
角を避ける																																						
取付ける対象物																																						
	正しい使い方	誤った使い方																																				
直接掛け																																						
回し掛け																																						
穴掛け (ボルト穴)																																						
取付ける対象物																																						

(旧版) 4 版(令和 5 年 12 月 27 日)			(新版) 5 版(令和 7 年 4 月 25 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
130	下から 2 行目	保護めがねは常時装着せず、携帯することが多いことから、いざという時に手元にないため、災害を引き起こすことがある。このため、保護めがねを作業時にいつでも身近に置いてすぐに使えるようにしたいというニーズから、シールド面付きヘルメットが普及した。 (下線部を修正)	130	下から 2 行目	保護めがねは常時装着せず、携帯することが多いことから、いざという時に手元にないため、災害を引き起こすことがある。このため、保護めがねを作業時にいつでも身近に置いてすぐに使えるようにしたいというニーズから、シールド面付きヘルメットが普及している。
140	下から 10 行目	④ 足場の組立て等作業主任者の安全帯使用の監視、作業指揮が不十分であったこと。 (右記下線部を追加)	140	下から 10 行目	④ 足場の組立て等作業主任者の安全帯使用 <u>状況</u> の監視、作業指揮が不十分であったこと。
145	上から 11 行目	③ その時、ブラケット側足場に手すりがあると思い込み、手すりがはずれている箇所で、体重をあずけてしまい、高さ約 4m の箇所から <u>挫落</u> した。 (下線部を修正)	145	上から 11 行目	③ その時、ブラケット側足場に手すりがあると思い込み、手すりがはずれている箇所で、体重をあずけてしまい、高さ約 4m の箇所から <u>墜落</u> した。
147	上から 1 行目	NO. 10 事例 足場先行工法によるくさび式一側足場の倒壊 (右記下線部を追加)	147	上から 1 行目	NO. 10 事例 足場先行工法によるくさび <u>緊結</u> 式一側足場の倒壊
147	上から 5 行目	なし (右記下線部を追加)	147	上から 5 行目	なし、 <u>(物損)</u>
147	上から 12 行目	④ 足場は「くさび式の一側足場」であったが、敷地が狭いため控えの設置がなく、また、上棟作業があるので最上層の両側に設ける頭つなぎ。コーナーの火打ちもなく、足場補強がなされる前であったが、メッシュシートは設けられていた。 (右記下線部を追加)	147	上から 12 行目	④ 足場は「くさび <u>緊結</u> 式の一側足場」であったが、敷地が狭いため控えの設置がなく、また、上棟作業があるので最上層の両側に設ける頭つなぎ。コーナーの火打ちもなく、足場補強がなされる前であったが、メッシュシートは設けられていた。
154	下から 5 行目	事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。 <u>ただし、令第 2 条第 3 号に掲げる業種の事業場の労働者については、第 1 号から第 4 号までの事項についての教育を省略することができる。</u> (下線部を削除)	154	下から 5 行目	事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。
160	上から 14 行目	第 <u>536</u> 条 (物体の落下による危険の防止) (下線部を修正)	160	上から 14 行目	第 <u>537</u> 条 (物体の落下による危険の防止)

(旧版) 4 版(令和 5 年 12 月 27 日)			(新版) 5 版(令和 7 年 4 月 25 日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
162	上から 15 行目	事業者は、幅が 1 メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、 <u>つり場</u> を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではない。 (下線部を修正)	162	上から 15 行目	事業者は、幅が 1 メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、 <u>つり足場</u> を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではない。